

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…
- 救急医療機関の申出事項の変更……………
- ……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)…
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………
- ……………(同)…
- 地域森林計画の変更の案……………
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)…
- 地域森林計画の案……………
- ……………(同)…
- 争議行為の予告……………
- ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

### 告示

#### ●東京都告示第七百六十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六

号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 ネクスト レベル	代表取締役 瀬崎 博司	渋谷区本町 三丁目十番 三号	東京都知事 (2)第八八八 四九号	平成二 十五年 二月十 五日
株式会社 ウッドラ イク	代表取締役 瀬崎 博司	渋谷区本町 三丁目十番 三号	東京都知事 (3)第八二〇 八〇号	平成二 十五年 七月四 日
株式会社 ハッピー ホーム	代表取締役 藤本 善彦	中央区銀座 三丁目八番 四号	東京都知事 (4)第七四九 〇四号	平成二 十四年 二月七 日
ファース ト・オリ アント株 式会社	代表取締役 戸井 仁一	目黒区洗足 二丁目二十 八番十七号	東京都知事 (4)第七七一 二一号	平成二 十六年 二月十 九日
六本木ア セットマ ネジメン ト株式会 社	代表取締役 佐藤 邦昭	港区虎ノ門 四丁目三番 二十号神谷 町MTビル 十四F	東京都知事 (1)第九六八 四〇号	平成二 十六年 七月十 八日

#### ●東京都告示第七百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 世田谷区太子堂一丁目一番五十一、 平成二十八年九  
三番、四番、二百五十九番五、同番  
六十七、同番七十六、同番七十七、  
同番百一、同番百二、同番百十九、  
三百八十九番六、同番百二十七及び  
同番百四十二の各一部、同番百四十  
五、同番百四十七から同番百五十一  
まで、同番百五十八、同番百六十一、  
同番百六十三、同番百六十四、同番  
百七十及び三百九十六番一の各一部、  
同番十四、三百九十七番一、同番八、  
同番九、同番十八及び同番十九
- 二 認定計画書の縦覧場所
- 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁  
第二本庁舎二十四階中央)
- 東京都告示第七百七十号
- 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八  
号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出  
事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。
- 平成二十八年十月二十五日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称の変更

変更前 変更後 所在地 変更年月日  
 特定医療法 社会医療法 荒川区町屋二丁目 平成二十七年十月一日  
 人社団一成 人社団一成 目三番七号  
 会木村病院 会木村病院

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人視覚障がい者ネットワークコトリ

ナ

三 代表者の氏名

内山 昌和

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市泉町三丁目二十六番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民および視覚障がい者を対象とし、視覚障がい者に必要な情報が適切な時期に利用しやすい状態で提供できるよう医療・福祉機関、支援団体、地域などとの連携を図り、視覚障がい者に特化した相談支援事業、社会的リハビリテーションの初期を担う。

視覚障がい者や家族、晴眼者が安心して集い、交流・情報交換・相談が行える場所と環境を提供する。  
 一般市民の視覚障がい者に対する理解を深め、共に活動することで、自然に助け合うことが出来る地域社会を目指す。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Biz Japan

三 代表者の氏名

林 志洋、徳江 俊樹、西村 拓

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区桜丘町二十三番十七号 シティコート桜丘四〇八

五 定款に記載された目的

当法人は、グローバルとアントレプレナーシップをテーマに、若者の立場から日本社会の活性化に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 M.L.M. 世界中の自由な女性たち

三 代表者の氏名

FERRER BERNIS LUCIA BEATRIZ (古宇田 ルーシア)

四 主たる事務所の所在地  
 東京都台東区東上野六丁目二十四番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と海外の子どもたちが書いた絵図などを相互に送りあい紹介する文化交流を通じて、多様な価値観を持つ子どもを育てること応援し、豊かで多様な社会をつくることに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人空き家活用プロジェクト

三 代表者の氏名

清水 貴仁

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷三丁目六番四一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、空き家、空き室等についての調査、研究及び情報の提供に関する事業、空き家問題、空き家の有効活用等についての啓発及び啓蒙に関する事業等を行い、地域福祉の向上と地域の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京臨海部活性化機構

三 代表者の氏名

白井 邦夫

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田七丁目二十二番十七号 TOCビル一五九号室

五 定款に記載された目的

この法人は、中央、江東、品川、港区により構成される東京臨海部(湾岸エリア)の活性化を企図し、行政機関へ積極的にまちづくりの提言を行うと同時に、地域住民や民間企業などの協働をもって以下の事業を推進する。折からの国策的観光振興やオリンピック開催に向け増加著しいインバウンドの受け入れ態勢拡充をはかるべく、内外旅行者の支援にあたり、また今や趨勢となりつつあるディスプレイネーション・マネジメントに則した観光事業を開発し、あるいは、その運営を支援する。さらに、ホテル等域内観光施設に付帯する結婚式場などの有効利用の促進もはかる。東京のフロントである当地域内に「アニメの聖地」を形成するなど地区ごとに日本固有の文化を顕在化させた「カルチャー・リゾート・ゾーン」としてのまちづくりに寄与する。(以上原文のまま掲載)

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第

五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十八年十月二十五日

一 名称  
特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会  
二 代表者の氏名  
石井 正  
三 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区西新宿六丁目十番一号 日土地西新宿ビル七階  
四 失効の理由  
特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため  
五 失効年月日  
平成二十八年九月九日

多摩地域森林計画の変更の案について

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により、多摩地域森林計画の変更の案を次のように公告する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。  
平成二十八年十月二十五日

縦覧場所  
森林計画区の名称 多摩森林計画区  
東京都知事 小 池 百合子  
東京都産業労働局農林水産部森林課及

び東京都森林事務所保全課

縦覧期間

意見書の提出先

公告の日から三十日間  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都産業労働局農林水産部森林課

伊豆諸島地域森林計画の案について

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により、伊豆諸島地域森林計画の案を次のように公告する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。  
平成二十八年十月二十五日

縦覧場所  
森林計画区の名称 伊豆諸島森林計画区  
東京都知事 小 池 百合子

東京都産業労働局農林水産部森林課、  
東京都大島支庁産業課、東京都三宅支  
庁産業課、東京都八丈支庁産業課及び  
東京都小笠原支庁産業課

縦覧期間  
公告の日から三十日間  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都産業労働局農林水産部森林課

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長赤羽進彦から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年十月十四日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事件

秋年末一時金の大幅獲得等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年十月二十六日以降問題解決に至るまでの間

三

場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四

丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001